

令和6年7月12日開催

文教経済常任委員協議会資料

上越市立小学校で発生したいじめ事案の概要と対応について

上越市立小学校で発生したいじめ事案の概要と対応について

1 本件事案の概要【令和4年度】

(1) 本件事案の概要

- ① 発生日
 - ・令和5年3月10日（金）
- ② 発生場所
 - ・小学校校舎内
- ③ 関係児童
 - ・被害児童1人、加害児童4人（いずれも当時6年生）
- ④ 概要
 - ・被害児童を含む6年生児童が、卒業式で発表する歌の自主練習を行っていた。
 - ・練習を終え、被害児童の歌声に関する加害児童の会話などが聞こえ、不快な気持ちになった。

(2) 本件事案の原因

- ・加害児童の1人が、被害児童の気持ちを考えずに、結果的に傷つくことを言ったこと
- ・他の3人も1人が言ったことを改めるよう言わなかったこと

(3) 本件事案に対する小学校の当時の対応（概要）

- ① 3月20日（月）
 - ・小学校は、被害児童の保護者からの連絡を受け、本件事案に関する被害児童の訴えを認識した。
- ② 3月22日（水）
 - ・小学校は、加害児童4人から話を聞きとり、3月10日の状況を確認した。その加害児童4人は被害児童に謝罪し、被害児童は謝罪を受け入れた。
 - ※その後、小学校は謝罪があったことを被害児童の保護者に伝えた。
- ③ 3月23日（木）
 - ・小学校は、被害児童の保護者から、加害児童のうちの1人の保護者が本件事案を承知していないとの連絡を受け、加害児童4人の保護者に電話し、本件事案を伝えた。
- ④ 3月24日（金）
 - ・被害児童と保護者は、卒業式に出席した。
 - ・小学校は、卒業式後、加害児童3人の保護者が謝罪したことを確認した。

(4) 本件事案の課題

- ・小学校は一連の出来事を児童間の一過性のトラブルとして認識していたため、教育委員会に報告しなかったこと
- ・担任が人事異動に伴う書類の整理の際、本件事案に係るメモを小学校と共有せず、児童間のトラブルは解決済みとして廃棄したこと
- ・関係児童の進学先の中学校に、本件事案の引継ぎがなされなかったこと

2 本件事案に関するその後の経過【令和5年度・6年度】

(1) 教育委員会によるいじめの認知

- ・被害児童は、令和5年4月に中学校に進んだものの、通常登校できた日数が次第に減少し、不登校となった。
- ・同年6月、被害児童と保護者が教育センターに小学校在学時のいじめ被害を相談したことを受け、教育委員会は、当該小学校に当時の状況等の報告を行うよう指示し、提出された事故報告書により本事案をいじめと認知した。

(2) 保有個人情報の開示請求及び訂正請求

- ・令和5年10月に、被害児童の保護者から、当時のいじめ事案を確認したい旨の連絡を受け、小学校は事故報告書に基づき口頭で説明したが、11月に被害児童の保護者から保有個人情報の開示請求が行われ、12月に情報開示を実施した。
- ・被害児童の保護者から、事故報告書の内容で、いじめの発生日、発生場所、謝罪の日などに誤りがあるとして、令和6年3月に保有個人情報の訂正請求が行われ、教育委員会は改めて調査した上で訂正しない旨を4月に保護者に通知した。

(3) 被害児童の現在の状況

- ・中学校での不登校状態は続いている。

3 教育委員会の対応

- ・令和6年3月、本件事案を受けて、市立小中学校に対して、いじめ事案の確実な認知と教育委員会への速やかな報告を行うこと、また、人事異動の際は遺漏なく引き継ぐことを文書で指示した。
- ・被害児童の不登校の解消に向けて、この間、保護者との面談を続けており、被害児童とその保護者の意向に寄り添った対応を継続していく。